



税率設定の考え方	①必要額を令和6年度から被保険者が全額負担するように段階的に税率を設定する。
	②令和6年度の税率が、令和4年度市町村標準保険料率に近づくよう設定する。
	③令和6年度に応能割(所得割)と応益割(均等割と平等割)の比率が1.2対1に近づくよう設定する。
税収以外の財源の考え方	①令和4年度まで繰越金(青色)を投入し、繰越金(青色)の残高については医療費等の不足があった場合の担保とする。
	②令和4年度・令和5年度と繰入金(緑色)を段階的に投入する。
	③令和6年度から必要額を全て保険税で賅うこととする。

